

助成対象となる事業の考え方

本事業で実施する技術開発では、技術的な課題が明らかなもので且つその課題解決の方法において特定ものづくり基盤技術が活用されていることが必要となります。

「特定ものづくり基盤技術が活用されている」とは、技術的課題の解決方法が、下記の事業類型の①、②のいずれかに該当する場合をいいます。

①基盤技術直接活用型	<p>特定ものづくり基盤技術を直接的に用いて、自社の技術力の向上や高付加価値化の技術開発や、試作品開発を行う事業</p> <p>例</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 船舶用ディーゼルエンジンの排気ガスの浄化の一環として、超合金製弁棒のニーズにこたえるための、<u>鍛造技術</u>を駆使した高品質弁棒の製造法の開発
②基盤技術間接活用型	<p>目的とする試作開発において必要となる新たな装置等の開発や改良を、特定ものづくり基盤技術を用いて行うような事業（特定ものづくり基盤技術は、目的の試作開発において間接的に用いられる。）</p> <p>例</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>金属プレス加工技術</u>の向上と大幅なコスト削減を実現する、ヘラ絞り加工技術及び3次元5軸レーザー加工技術を組み合わせた自社で活用する工作機械の開発 ● 高品質かつ低成本なシャフトの試作開発のために、<u>熱処理技術</u>を活用して既存の作業ロボットの部材を改良